

なぜ米子市淀江町に産廃処分場 問題が起きたのですか？

産業廃棄物管理型最終処分場が無い鳥取県は、これまで鳥取市の2か所と倉吉市、岩美町の計4か所で処分場計画を進めてきましたが、すべて地元の反対で中止に追い込まれました。その後、淀江町で一般廃棄物処理を営む環境プラント工業(株)が主体となって、平成20年から一般廃棄物処分場予定地の第三期計画地(米子市淀江町小波434-102)を産廃処分場にする計画を進めて来ました。しかし、平成27年に環境プラントが「住民の不安に民間では対応できない」と申し出たため、事業主体を鳥取県環境管理事業センターに変更し、これまでに約2億円の血税を注ぎ込んで計画を進めています。

産業廃棄物管理型最終処分場と はどういう施設なのですか？

県内外から集められた産業廃棄物13種が37年間埋め立てられます。燃

え殻、ばいじん、汚泥、銹さい、木くず、紙くず、繊維くず、がれき類などで、がれき類には石綿含有廃棄物も含まれます。受け入れ廃棄物の52%は燃え殻で、有害物である重金属等を含み、その量は年間約3130トン、37年間で11万5千トンになります。またダイオキシンを含むばいじんが14%で、年間840トン、37年間で3万1080トンにのぼります。

処分場全体の面積は2万1500㎡、埋め立て容量は25.7万㎡で、小学校の体育館約15棟に相当する大きさです。

廃棄物中には人体に影響を及ぼす重金属等が含まれ、これらは雨水に溶け込んで汚水となり、水処理された後、塩川に流され続けます。また不溶性の重金属や、ダイオキシンなど環境ホルモンは土壌中に残り続けます。

このように、管理型処分場は、土壌・河川・地下水を汚染する危険性がある廃棄物を大量に埋めたて、永久に土壌を汚染し続ける施設なのです。

地元の理解は得られているの ですか？

淀江町民半数以上(4823筆)が反

対署名をして県知事に提出しています。周辺自治会は西尾原と下泉自治会の理解が得られておらず、また、淀江漁協からも強い反対の表明がなされています。

本当に安全な施設なのですか？

事業センターは「安全に最大限配慮した施設で、周辺地域へ与える環境への影響はほとんどありません」と公言しています。しかし、根強い反対や不安の声が絶えないのは、事業センターが言う科学的な安全の根拠が揺らいでいることに加え、淀江の農業・漁業の衰退や、福井水源地をはじめとした生活水源地汚染の懸念があるからです。

以下住民から懸念されている事項

- ◎ 遮水シートの劣化・破損により汚水が漏れ出し、地下水を汚染することによる深刻な水源地汚染。
- ◎ 重金属を含んだ、汚染水が塩川に流され続けることによる、漁業・農業への悪影響。

- ◎ 有害物質の飛散とメタンガスや硫化水素の発生による周辺の農地や民家への悪影響及び住民への健康被害。

- ◎ 埋め立て完了後の重金属やダイオキ

シン等を含んだ汚染土の放置による環境への影響。

さらに、集中豪雨による汚染土の流出や大地震による施設破損による事故など心配は絶えません。

産廃処分場は、確実に周辺環境を長期にわたって悪化させ子孫への負の遺産となる懸念が大変強いのです。

地権者である米子市民が反対の 声を上げれば、必ず止められます

現在、処分場設置のための条例手続き中ですが、これが終了すれば知事が開発申請に基づき判断(許可・不許可)するのです。しかし、計画地の46%の土地は米子市の土地であり、ここは「一般廃棄物処分場以外には使用できない」という平成4年の開発協定があります。地権者は米子市民です。私たち市民が反対の声を強く上げれば市長は土地を貸すことができません。一人一人の意思表示で産廃処分場の設置を必ず止めることができます。

産廃処分場は大山の恩恵を受けて暮らしてきた私たちの生活・故郷、そして心をも壊します。どうか1万人署名を皆さんの力をあわせて達成しましょう。